

2011年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

行政法 問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【行政法 問題】

A市長は、財団法人X学院より、その学校用地・建物が固定資産税の非課税扱いになるかどうかとの問合せを受けたので、調査の上、「非課税扱いする旨決定した」と文書で回答し、以後、非課税扱いをしてきた。ところが、右の回答は、地方税法の解釈を誤ったものであった（地方税法の規定によれば、学校法人が経営する各種学校の学校用地等を非課税とすることができるが、財団法人が経営する各種学校の学校用地等は非課税とすることができない。）。

A市長は、X学院の学校用地・建物を非課税と扱ってから10年後に、この誤りに気がついたので、先の回答は地方税法の規定の解釈を誤ったものであったとして、過去5年間の固定資産税をさかのぼって賦課する課税処分をなし、その徴収のために、X学院所有の土地の一部を差押えた。

以上の事実を前提として、以下の問に答えよ。

- (1) 信義誠実の原則（民法第1条2項）を重視する立場から言えば、A市の課税処分は、どう評価されるのか。
- (2) 法律による行政の原理を重視する立場から言えば、A市の課税処分は、どう評価されるのか。
- (3) 結局、A市の課税処分は適法か、違法か。あなたの考えを述べなさい。